

**J**ournal  
of **E**ducation  
Inclusive

Printed 2016.0830

ISSN 2189-9185

Published by Asian Society of Human Services



*August 2016*  
VOL. **1**

REVIEW ARTICLE

学校教育法及び障害者基本法における特別支援教育

Special Needs Education in School Education Act and Services and Supports for Persons with Disabilities Act

齋藤 遼太郎<sup>1)2)</sup> (Ryotaro SAITO)

- 1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科  
(The United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University,)
- 2) 日本学術振興会特別研究員  
(Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science)

<Key-words>

特別支援学校, 通常の学校, 国際生活機能分類, 障害児福祉, インクルーシブ教育システム  
(School for special needs education, general school, ICF, welfare for the children with disabilities, inclusive education system)

r153002s@st.u-gakugei.ac.jp (齋藤 遼太郎)

Journal of Inclusive Education, 2016, 1:124-131. © 2016 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

2007年4月に改正学校教育法が施行され, それまでの特殊教育が特別支援教育へと転換した。また, 障害者基本法が2011年に改正され, 教育に関する条文が大きく変更された。本論では, 2007年の学校教育法改正及び2011年の障害者基本法改正において, 特別支援教育がどのように変わったのかについて整理した。学校教育法では, 盲・聾・養護学校が特別支援学校へ一本化, 「欠陥を補う」から「学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る」といった目的の変化, 特別支援学校の対象障害種の明記, 特別支援学校のセンター的機能の追加, 通常学校での特別支援教育に関する項目の追加等が, 主な変更点であった。障害者基本法では, 障害の有無を問わず共に教育を受けられるように配慮する内容の追加, 保護者への情報提供と意思尊重に関する内容の追加, 国及び地方公共団体の責務の追加が主な変更点であった。今後は, インクルーシブ教育システムの構築に向けて, これらの法律がどう改正されていくのかが注目される。

Received  
2016 / 6 / 7

Revised  
/ /

Accepted  
2016 / 6 / 20

Published  
2016 / 8 / 30

## I. はじめに

周知のとおり、2007年4月に特別支援教育が開始したが、これの主な法的根拠になったのは改正学校教育法の施行である。旧学校教育法第6章「特殊教育」が、改正法第8章「特別支援教育」へと改正され、特別支援学校、特別支援学級、そして「全ての学校で実施する特別支援教育」などが始まったのである（斎藤・池田, 2016）。

一方、我が国の障害者福祉等に関する基本法は障害者基本法であるが、ここに教育に関する条文があり、これが特別支援教育の推進や展開と大きく関連している。この障害者基本法は、特別支援教育が開始されてから一定時間が経過した2011年に、大幅に変更された。その背景には、国連・障害者権利条約の批准が視野にあったのだが、その教育に関する条文は、従来の特別支援教育を更に発展させ、いわゆるインクルーシブ教育システムとの関連の視点がかなり明確になっているように思える。

本論では、特別支援教育開始後10年が経過しようとする一つの区切りの時期において、特殊教育時代の旧学校教育法と特別支援教育への転換となった2007年施行学校教育法の関係する条文を改めて比較することを通して、現在の特別支援教育の進捗状況や今後の展開等について検討する。合わせて、障害者基本法について2011年の大幅改正前後の教育に関する条文を比較検討し、特別支援教育がインクルーシブ教育システムへとシフトする方向がその中にどのように見えるのかを確認する。

## II. 学校教育法に見る特別支援教育

ここでは、改正前の学校教育法の特殊教育に関する条文（旧法：第6章 特殊教育）と、現行の特別支援教育に関する条文（改正法：第8章 特別支援教育）の比較を行う。顕著に変更された条文は、「第72条 特別支援学校の目的」（2007年の改正直後は第71条の1）「第73条 特別支援学校の教育義務」（改正直後は第71条の2）「第74条 普通学校における特別支援教育の助言、援助」（改正直後は第71条の3）「第81条 特別支援学級」（改正直後は第75条）であり、これらについてここでは整理していく。

### 1. 特別支援学校の対象

現行法第72条は、特別支援学校の対象と目的についてである。まず、前半部分にある特別支援学校の対象について整理する。

旧法では、「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して」とあるのに対し、改正法では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して」とある。「盲学校、聾学校、養護学校」が「特別支援学校」に一本化された点、「盲者、聾者」が「視覚障害者、聴覚障害者」となった点が変更点である。

特別支援教育が始まった2007年4月までに、名称が特別支援学校に変更された学校は916校中182校であることが文部科学省の調査により報告されている。また、特別支援教育資料によれば、特別支援学校の学校数は年々増加傾向にあり、平成27年度には1114校設置されていることが報告されている。障害種別の特別支援学校の学校数では、特別支援学校が始め

った 2007 年度では、単一の障害種で構成される学校が 915 校、複数の障害種で構成される学校が 98 校であるのに対し、2015 年度には単一の障害種で構成される学校は 874 校、複数の障害種で構成される学校は 240 校となっており、複数の障害種で構成される学校の割合が大幅に増加していることが分かる。

## 2. 特別支援学校の目的

現行法第 72 条の後半部分である特別支援学校の目的について整理する。旧法では、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」とあるのに対し、改正法では、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」とある。「欠陥を補うために」が「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」となった点の変更点である。

まず「欠陥」という表現が否定的な意味合いをイメージするために、「学習上又は生活上の困難」というより具体的な表現に変更されたことが考えられる。また「補う」という表現についても、他者からの享受という受動的な意味合いに読み取れてしまい、そのため、「克服し自立を図る」といった本人主体の表現に変更されたと考えられる。こうした考え方は、2003 年に文部科学省が「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、国際的な障害観の変化として述べている、国際生活機能分類（ICF）の考え方に合致するものである。

## 3. 特別支援学校の教育義務

現行法第 73 条は特別支援学校の教育義務について記述されている。旧法に該当する条文はない。改正法には、「特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。」とある。これは、特別支援学校が名称と共に一本化されたが、その実情は全ての障害種が同じ特別支援学校で対象とされているわけではなく、そのため各特別支援学校が対象とする障害種を明確にする必要があることを表している。

2015 年度の特別支援教育資料によれば、全特別支援学校の約 75%がまだ障害種別の学校である。こうした実情から、単一障害を対象とする学校は、教育課程、施設設備、指導法等からも、いまだ必要とされていることが示唆される。一方、知的障害のみを対象とする学校が全体の半数近くを占めており、そのため、視覚障害や聴覚障害を対象とする学校が近くの自治体になく、通学が困難となっている児童生徒は少なくないと考えられる。

## 4. 特別支援学校のセンター的機能

現行法第 74 条は、通常学校における特別支援教育の助言、援助についての記述である。旧法に該当する条文はない。改正法には、「特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」とある。特別支援学校のいわゆるセンター的機能の条文である。

センター的機能については、先の 2005 年に文部科学省が「特別支援教育を推進するため

の制度の在り方について(答申)」において、①小・中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能といった6つの機能を具体的に示した。今日のセンター的機能については、多くの研究が行われており、その現状や課題等が多数報告されている(田中・奥住・池田, 2013; 田中・奥住, 2012; 井坂・仲野, 2009; 水野, 2008)。また、文部科学省においても2007年度から2年ごとに「特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」を行っており、最新の2013年度のものを見ると、国公立においては概ねセンター的機能の校内体制整備が出来ていることが報告されている。しかし一方で、その取り組み内容等については課題があり、更なる充実が必要だろう。

## 5. 通常学校での特別支援教育

現行法第81条は、第81条の1で通常学校での特別支援教育が、第81条の2で特別支援学級について示されている。まず、第81条の1について整理する。

通常学校での特別支援教育については、旧法に該当する条文はない。改正法には、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」とある。

通常学校における特別支援教育の対象児としては、文部科学省が2002年に行った「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」において、6.3%という割合で発達障害児が在籍していることを報告している。この調査は2012年に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において再度調査され、最新のデータでは6.5%の割合で発達障害児が在籍していることが指摘されている。今日の学校は、ほぼ全ての学級に発達障害児が在籍していることになる。法的にこうした児童生徒の支援が規定されたことにより、今日の日本が目指すインクルーシブ教育システムの構築に向けた土台作りがなされたと考えられるのではないだろうか。

## 6. 特別支援学級

次に、現行法第81条の2の特別支援学級について整理する。旧法では、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの。」とあるのに対し、改正法では、「2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。」とある。

特別支援学級の対象障害種については特殊教育時代から大きな変更は見られない。つまり、その対象には、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、自閉症・情緒障害者となっているが、2015年度の特別支援教育資料によれば、特別支援学級に通う児童生徒のほとんどが知的障害と自閉症・情緒障害であることが報告されており、またここには学習

障害 (LD) や注意欠陥多動性障害 (ADHD) は含まれていない。今日文部科学省はインクルーシブ教育システムに向けて多様な学びの場による考え方を提案している。しかし、障害種によって通える学びの場が限定されてしまっている現状では、その達成は難しくなるのではないだろうか。LD, ADHD も含めた多様な障害のある児童生徒に対応した連続性のある学びの場の検討が求められる。さらに、法的には高等学校にも特別支援学級を設置することができるのだが、実際には、「特別の教育課程」を編成出来ないためもあり、高等学校に特別支援学級は設置されていない。通級による指導が 2018 年に高等学校においても導入される運びとなったことを考慮すると (文部科学省, 2016a), 今後は、高等学校における特別支援学級の設置に向けた法整備も必要となるだろう。

### Ⅲ. 障害者基本法に見る特別支援教育

旧障害者基本法 (旧法) では、「第二章 障害者の福祉に関する基本的施策」の第 14 条に、改正障害者基本法 (改正法) には、「第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策」の第 16 条に教育に関する内容が 4 つの項においてまとめられている。以下、改正法の項ごとに整理していく。

第 1 項については、旧法では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とあるのに対し、改正法では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とある。「障害の状態」が「その特性」になった点、障害の有無を問わず共に教育を受けられるように配慮する内容が追加された点が主な変更点である。

まず、「障害の状態」が「その特性」に変更されたことは、国際障害分類 (ICIDH) から ICF への国際的障害観の変化に合わせたものだと考えられる。次に、障害の有無を問わず共に教育を受けられるように配慮する内容が追加された点については、インクルーシブ教育システムについて明確に取り上げられた条文であると言える。ただし、本条文でも「可能な限り」と明記されているように、いきなり全ての児童生徒を同じ場で教育することは、決して少なくない問題を生じさせるであろう。その前段階として、多様な学びの場を設定し、柔軟にインクルーシブ教育システムを進めることが必要である。また、その際に、大野 (2013) は、「授業内容が分かり学習活動に参加している実態・達成感をもちながら、生きる力を身につけているかどうかという視点から環境の整備も必要」と述べている。つまり、今日の教育の最終的な目標である生きる力の育成は、共同学習場面においても行われるべき目標であると言える。

第 2 項については、改正法で新たに追加された条文である。「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」とある。保護者への情報提供と意思尊重に関する内容が追加された。

これは、特に就学先決定において重点的に取り組まれている。平成 25 年に学校教育法施

行令が一部改正され、障害のある児童生徒は特別な事情がない限り特別支援学校に通うという認定就学者制度が、逆に特別な事情がない限り小学校等に通うという認定特別支援学校就学者制度に変更された。そしてその際には、保護者への十分な情報提供とその最大限の意思尊重をすることが重要視された（大野, 2013）。原則としてまずは同一の教育の場を考えつつ、ニーズを視野に入れて保護者との連携の中で判断することが出来るようになったのである。

第3項については、旧法では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。」とあり、改正法では、「3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。」とある。ここは交流及び共同学習についての条文であり、その内容はほとんど変更が見られない。

第4項については、旧法の第2項である。旧法では、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。」とあるのに対し、改正法では、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」とある。「人材の確保、資質の向上、適切な教材等の提供」が国及び地方公共団体の責務に加わった点が主な変更点である。

人材の確保、資質の向上、適切な教材等の提供については、特別支援学校のセンター的機能を活用や研修等を通して、広く特別支援の専門性ある教員の育成が必要であることを表している。2013年に文部科学省は、「特別支援学校のセンター的機能充実事業」を開始し、特別支援学校のセンター的機能をこれまで以上に積極的に推進するという姿勢を示した（藤井, 2014）。特別支援学校とも連携しつつ、国及び地方公共団体は障害者教育の発展に努める必要がある。

#### IV. まとめと課題

本論では、今日の特別支援教育について、2007年の学校教育法の改正と2011年の障害者基本法における変更点について整理を行った。その結果、全ての学校における特別支援教育の実施に向けた施策が、新たに盛り込まれていることが分かった。2012年に文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、特別支援教育を、「共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なもの」と定めた。両法律の改正以降の条文は、このインクルーシブ教育システムの実現のための基礎的事項を整理したものであることが推察される。とりわけ顕著な変更点は、通常学校や通常学級での特別支援教育が明記され、障害の有無を問わず共に教育を受けられるように配慮することであろう。しかし、法律で定められたように様々な施策が行われている一方で、通常学校の教員は、特別支援教育の重要性を理解しているものの、具体的な見通しについては不安を抱えている者は少なくない（小島・古利・石橋ら, 2011；江田・小野・武田ら, 2009）。今後のインクルーシブ教育システムを推進していく上で、通常の学校の教員の不安を解消できるような施策の充実が今後求められるだろう。

今後、共生社会の形成のためのインクルーシブ教育システムの構築に向けて、様々な施策が行われ、その教育効果が問われていくだろう。それに合わせて、これらの法律がどのよう

な変化を伴っていくのか、その経過を追っていく必要がある。

## 付記

本研究の一部は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費 課題番号：15J11313 研究代表者：齋藤遼太郎）によって行われた。

## 文献

- 1) 江田裕介・小野次郎・武田鉄郎・山崎由可里(2009) 特別支援教育への移行期における小学校教員の意識調査. 和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要, 19, 47-54.
- 2) 藤井慶博(2014) インクルーシブ教育システム構築の方向性に関する検討: 教職員に対するキーワードの認知度調査を通して. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, 36, 89-98.
- 3) 井坂行男・仲野明紗子(2009) 全国の特殊教育諸学校におけるセンター的機能の現状と課題. 特殊教育学研究, 47, 13-21.
- 4) 小島道生・吉利宗久・石橋由紀子・平賀健太郎・片岡美華・是永かな子ら(2011) 通常学級での特別支援教育に対する小・中学校の担任教師の意識構造とその影響要因. 特殊教育学研究, 49, 127-134.
- 5) 水野証(2008) 教育的力量そのものを高めていく地域支援の試み—特別支援教育学校のセンター的機能に求められるもの. 荒川智編. インクルーシブ教育入門—すべての子どもの学習参加を保障する学校・地域づくり—. クリエイツかもがわ, 121-146.
- 6) 文部科学省(2002) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査.
- 7) 文部科学省(2003) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」.
- 8) 文部科学省(2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）.
- 9) 文部科学省(2012a) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査.
- 10) 文部科学省(2012b) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
- 11) 文部科学省(2015) 平成 25 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について.
- 12) 文部科学省(2016a) 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）.
- 13) 文部科学省(2016b) 平成 27 年度特別支援教育資料.
- 14) 大野俊哉(2013) 新潟県における特別支援教育の昔・今・未来: 特別支援学校の変遷から. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 19, 1-6.
- 15) 齋藤遼太郎・池田吉史(2016) 特別支援教育の基礎的理解と『生徒指導提要』. 上越教育大学紀要. (印刷中)



- 16) 田中雅子・奥住秀之(2012) 国の政策文書等における特別支援学校の「センター的機能」に関する記述の変遷. 東京学芸大学紀要総合教育科学系, 63, 107-117.
- 17) 田中雅子・奥住秀之・池田吉史(2013) 特別支援学校の学校組織におけるセンター的機能のシステムのあり方: 全国 30 の特別支援学校・教育センターの訪問調査から. 東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ, 64, 7-17.

## - Editorial Board -

Editor-in-Chief	Atsushi TANAKA	University of the Ryukyus (Japan)
Executive Editor	Changwan HAN	University of the Ryukyus (Japan)

Aiko KOHARA  
University of the Ryukyus (Japan)

Aoko CHINA  
National Institute of Vocational Rehabilitation  
(Japan)

Eonji KIM  
Hanshin PlusCare Counselling Center (Korea)

Haejin KWON  
Ritsumeikan University (Japan)

Hideyuki OKUZUMI  
Tokyo Gakugei University (Japan)

Iwao KOBAYASHI  
Tokyo Gakugei University (Japan)

Kazuhito NOGUCHI  
Tohoku University (Japan)

Keita SUZUKI  
Kochi University (Japan)

Kenji WATANABE  
Kio University (Japan)

Kohei MORI  
Kanda-Higashi Clinic, MPS Center (Japan)

Liting CHEN  
Sophia School of Social Welfare (Japan)

Mika KATAOKA  
Kagoshima University (Japan)

Mikio HIRANO  
Tohoku Bunka Gakuen University (Japan)

Nagako KASHIKI  
Ehime University (Japan)

Shogo HIRATA  
Ibaraki Christian University (Japan)

Takahito MASUDA  
Hirosaki University (Japan)

Takashi NAKAMURA  
University of Teacher Education Fukuoka (Japan)

Takeshi YASHIMA  
Joetsu University of Education (Japan)

Tomio HOSOBUCHI  
Saitama University (Japan)

Toru HOSOKAWA  
Tohoku University (Japan)

Toshihiko KIKUCHI  
Mie University (Japan)

Yoshifumi IKEDA  
Joetsu University of Education (Japan)

## Editorial Staff

- Editorial Assistants	Mamiko OTA	University of the Ryukyus (Japan)
	Sakurako YONEMIZU	Asian Society of Human Services

## Journal of Inclusive Education

VOL.1 August 2016

© 2016 Asian Society of Human Services

Editor-in-Chief Atsushi TANAKA

Presidents Masahiro KOHZUKI • Sunwoo LEE

Publisher Asian Society of Human Services

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan  
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Production Asian Society of Human Services Press

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan  
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Journal of Inclusive Education  
VOL.1 August 2016  
*CONTENTS*

**ORIGINAL ARTICLES**

- The Measurement of Educational Assessment and Psychology, Physiology and Pathology for Children with Physical Disability, Health Impairment .....Haejin KWON, et al. 1
- Effects of Weekday Café Program in Special Needs School; Using by Special Needs Education Assessment Tool (SNEAT)..... Yoshimi CHINEN, et al. 11
- Redefinition and Construct of Diversity Education..... Changwan HAN, et al. 19
- Remembering the Past Autobiographical Memories and Imaging the Future in an Adult with Amnesic Syndrome; The Role of the Involuntary Memory .....Mikio HIRANO, et al. 28
- Study for Construction of the Individual Education Support Model: Based on IN-Child Record ..... Mamiko OTA, et al. 35
- The Influence of the Degree of Others/Self-understanding of the Social Interaction in Children with ASD ..... Toru SUZUKI, et al. 48
- Study on the Expectation of the Student Volunteers to Assist in the Leisure and Learning for Hospitalized Children ..... Sachiyo YAMASHITA, et al. 54
- The Verification of the Reliability of the SNEAT10; The Study of Screening Scale for Inclusive Needs Child .....Aiko KOHARA, et al. 67
- Social Psychological Study for Motivations of Supports for Developmental Disorders by Members in Workplaces .....Hiroataka KUWAKI, et al. 74
- Description of Disability in the Sub-textbook on Morals for Elementary School Students ..... Atsushi TANAKA, et al. 85
- The Discrepancy in Members' Participation Purpose in the Self-help Group of Person with Disabilities and His/Her Family that Continues for Many Years: A Case of the Group for Down's Syndrome ..... Takahito MASUDA, et al. 92
- Current Situations and Issues of the Education for Disability Understanding in Higher Education ..... Haejin KWON, et al. 104
- Performance Analysis of Diversity Management using the Balanced Scorecard: Case Study of Japanese Companies Employing Disabled and the Elderly .....Moonjung KIM 114

**REVIEW ARTICLES**

- Special Needs Education in School Education Act and Services and Supports for Persons with Disabilities Act ..... Ryotaro SAITO 124
- Executive Function and Brain Pathology in People with Intellectual and Developmental Disabilities ..... Yoshifumi IKEDA 132
- Research Trends on Educational Support and Psychological Characteristics of the Children with Physical Disabilities ..... Kohei MORI 140
- Special Needs Education in The Elementary School Government Guidelines for Teaching and Nursery Childcare Indicator..... Ryotaro SAITO 146
- Basic Study about Development of the Education for Disability Understanding Index; Based on the Inclusive Education.....Haena KIM, et al. 155
- Current Situation and Issues Related to Organization of the Education Curriculum and Devising of Educational Treatment of Children with Health Impairments ..... Kohei MORI 164

**PRACTICE REPORT**

- A Report of the Project of Establishment of Educational Security Center for the Long-term Hospitalized Children in Ehime Prefecture..... Kosuke NAKANO, et al. 170

Published by  
Asian Society of Human Services  
Okinawa, Japan